

# 子育て支援センターつくし



# マミーズ広場 マミーズ講座のご案内

妊娠期ママたちの交流の場や出産後の育児不安の軽減を目的として、子育て支援センターではマミーズ広場やマミーズ講座を行っています。

	マミーズ広場	みんなでおしゃべり広場	マミーズ講座 お産のはなし マタニティベビー マッサージ	マミーズ講座 ママストレッチ
内容	妊娠期ママ同士の交流や、赤ちゃん雑貨や玩具づくりなど	妊娠期ママ～子育て中の保護者、地域の方が交流できる茶話会	お産にかかわる命が育つはなし・お腹の上からのマッサージ	妊娠期・産後の心地よいストレッチ体操
日程	4/22日、5/20日、6/3日、7/22日、8/5日、8/19日、9/2日	4/24日、5/27日、6/25日、7/17日、8/26日、9/18日	7/8日	5/7日
時間	第1・3月曜日 9:30～11:15	毎月1回（不定期） 9:30～11:15 ※出入り自由	10:00～11:30	9:45～11:15
参加対象	妊娠期ママとパパ ※上のお子さん参加可	・妊娠期ママとパパ ・子育て中のママとパパ ・地域の方たち	・妊娠期ママとパパ	・妊娠5カ月以降のママ ※安定期に入り順調な経過の妊婦さん ・産後1か月～6か月のママ
申込	申し込み不要	申し込み不要	事前申込み必要 ※託児あり (申し込みと一緒にお願いします)	事前申込み必要 ※託児あり (申し込みと一緒にお願いします)

## 子育て支援センター開放の日「つくしばれっと」

子育て支援センターを開放します。たくさん遊んで、お友だちとお昼ご飯を食べたりおやつを食べたり、親子で楽しい時間を過ごしてください。地域のみなさんの参加も大歓迎です。

- ◆日時 4月12日からの毎週金曜日 午前8時45分～16時(都合に合わせてご利用ください)
- ◆場所 子育て支援センター
- ◆対象 就学前の親子、妊婦、地域のみなさん
- ◆その他 飲食する場合は、各自ご持参ください。

※詳細は子育て支援センターつくしにお問い合わせください。

お問い合わせは、子育て支援センターつくし(TEL 2-4152)まで

## まなびの森受講スタンプ達成者掲示板が新しくなりました!

この度、まなびの森受講スタンプ達成者の掲示板を大きくリニューアルしました。

### 《まなびの森とは……》

役場の各担当や関係機関・団体が行っている事業を総合的にお知らせして、町民の皆さんの生涯学習\*に活用していただくものです。事業に参加した証(あかし)として「受講手帳」にスタンプを押すことで、みなさんの学びの記録を残していこうという事業です。

受講スタンプが50個、100個、150個、200個とたまりましたら、教育委員会にお知らせください。その努力を讃えて、専用のネームプレートを作り、生涯学習センター1階にて掲示いたします。

※生涯学習とは……生涯を通じて学校や社会など、さまざまな場所で経験する全ての学びのことを言います。また、生涯のいつでも自由に学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を生涯学習社会といい

※お問い合わせは、生涯学習課生涯学習・社会教育担当(TEL 2-3024)まで



▲新しくなった受講スタンプ達成者掲示板



# 上士幌町 省エネ家電買換え促進事業

PICK UP 気になる情報  
ピョウアツ報

10年以上前に製造された冷蔵庫をお持ちの町民の皆さまへ

省エネ性能の高い冷蔵庫に買い替えると……

補助率 1/3

最大 8万円分の  
商品券がもらえます!

申請受付期間 令和7年3月21日まで

### 対象者

- ①上士幌町に住所を有する方(住民基本台帳に記録されている方)。
- ②町税を滞納していない方。
- ③奨励金の申請を行おうとする年度において、既存の電気冷蔵庫(2014年以前に製造されたものに限る)を買い換えるために、省エネ家電製品を購入し、自らが居住する町内の住宅に設置している方。
- ④同一年度内において、本人または本人と同一世帯で生活する者が奨励金の交付決定を受けていない方。

### 対象となる電気冷蔵庫

- ①統一省エネラベルの省エネ性能を満たすもの……目標年度2021年度における省エネ達成率が100%以上の新品(未使用品)
- ②本体価格の合計額が4万円(税抜)以上のもの
- ③町内で購入したもの

【取扱店】(役場調べ:R6.4月現在)

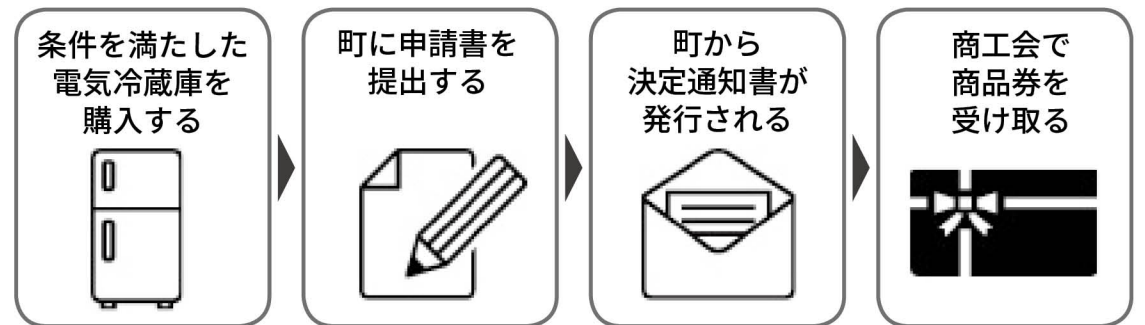
イエローグローブ上士幌店、花房電気器具店  
スタートゴー、NBエナジー

※eマークが緑色の冷蔵庫が対象です。(橙色は対象外です)



### 手続きの流れ

※必ず購入前に手続き方法をご確認ください。



お問い合わせ

ゼロカーボン推進課  
TEL 7-7255



# ♥後期高齢者医療に加入されている方へ

## 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和6・7年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

■ 均等割 (被保険者が等しく負担)	令和4・5年度 (年間) 51,892円	→	令和6・7年度 (年間) 52,953円(1,061円増)
	令和4・5年度 (年間) 10.98%	→	令和6・7年度 (年間) 11.79%(0.81ポイント増)
■ 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	令和4・5年度 (年間) 10.98%	→	令和6・7年度 (年間) 11.79%(0.81ポイント増)
■ 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	令和4・5年度 (年間) 66万円	→	令和6・7年度 (年間) 80万円(14万円増)

※令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、令和6年度の所得割率を10.92%として算定します。

※「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」および「障害認定で資格取得した方」については、令和6年度の賦課限度額を73万円とします。

## 保険料に関する制度改正があります

- すべての国民が、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的として、制度改正が行われました。
- この制度改正の影響を受け、被保険者の皆さまに負担いただく保険料は増加することとなりました。

### ～制度改正の内容～

- ・現役世代の負担を減らすため、後期高齢者負担率の設定方法が見直されます。
- ・子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。

## 保険料の計算方法(令和6年度)

均等割 【1人当たりの額】 52,953円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和5年中の所得-最大43万円)×11.79%	=	1年間の保険料 【限度額80万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	---	---	--------------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は、80万円になります。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

### ～令和6年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります～

- ・「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」および「障害認定で資格取得した方」については令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- ・令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、所得割率10.92%として算定します。

※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(Tel2-4295)まで

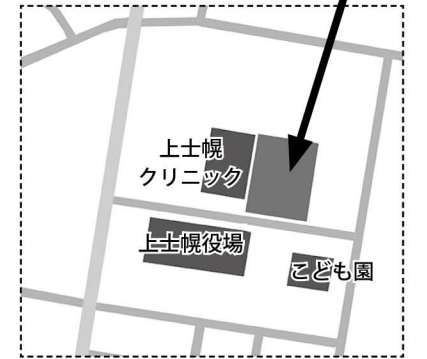
# 上士幌消防団 消防演習

日時 5月26日<sup>日</sup>

10:00～

招集サイレン吹鳴 9:00

場所 消防団訓練場  
(役場北側駐車場東側)



※お車でお越しの際は、役場駐車場をご利用ください。

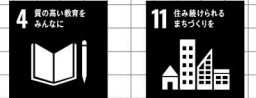
※お問い合わせは、上士幌消防署(Tel2-2519)まで

学習資料室  
educational resource room  
コーナー  
corner

## 町指定文化財 「丸山噴泉塔群」



第9回



上士幌町と新得町にまたがる丸山(1,691m)の南東約1.3kmの中腹(1,140m)に丸山噴泉塔群があります。丸山噴泉塔群は1980年8月8日に淵瀬一雄・印銀信孝両氏によって発見され、上士幌町指定文化財に指定されています。丸山噴泉塔群は、白色沼・噴泉塔・石灰華台地の3つで構成されています。



画像及び資料提供:ひがし大雪自然館(2013)

白色沼は丸山の中腹に出来た火口の跡で、長さ70mほどの楕円形で深さは3.5mもあります。湖底から湧出する水温13～15℃ほどの鉱泉には、炭酸ガスや炭酸カルシウム、硫化物、鉄分などが含まれています。

噴泉塔は炭酸カルシウムで出来ており、火口の底から湧出する温泉水が沈殿し塔状に成長したもので、大小約20個の塔が確認されています。最も成長した塔は高さ276cm(2010年)まで成長しています。

石灰華台地は白色沼の鉱水が流下し炭酸カルシウムなどが沈殿したもので長さ約100mほど見られます。石灰華の表面には微小な棚田上の地形が形成されており、鍾乳洞に見られる千枚皿を彷彿させます。

(紹介～歴史資料調査研究専門指導員)

○予算額と補助率について

◆令和6年度予算額 7,364,000円

補助対象製品	補助予定件数
電動生ごみ処理機	80件
生ごみたい肥化容器(コンポスター)	40件

補助対象製品	補助率
電動生ごみ処理機(住民税課税世帯)	商品価格(税込)の4/5
電動生ごみ処理機(住民税非課税世帯)	自己負担額15,000円
生ごみたい肥化容器(コンポスター)	商品価格(税込)の4/5

○登録販売店(令和6年4月1日時点)

◆電動生ごみ処理機

花房電気器具店	Tel.2-2327
塚田販売店	Tel.2-2073

◆生ごみたい肥化容器(コンポスター)

lifeもりおか	Tel.2-2089
上土幌農協 資材課	Tel.2-4987
イエローグローブ上土幌店	Tel.9-2811

# かみしほろごみゼロ通信

Vol.14 12 つくる責任 つかう責任 17 持続可能な社会を実現しよう

～ごみについて楽しく学ぼう!～

町民課生活環境担当(Tel.2-4294)

## 1. 今月のごみインフォメーション

### 「株式会社オカモトと協定を締結! ～"大型家具等の出張買取"を行います～」

令和6年3月26日、上土幌町は株式会社オカモトと「大型家具等のリユースに関する事業連携協定」を締結しました。

協定締結により、上土幌町で年に数回、オカモトのグループ会社である「リユース・マーケティング・カンパニー」が大型家具等の出張買取を行います!

まだ使えるけれど、ご家庭に眠っている大型家具や小型家電がありましたら、気軽にお申し込みください!

○対象品目について

- ・対象品目～大型家具類(タンス、ソファなど)、小型家電、家電4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)もOK!
- ・対象外品目～破損しているもの、合板で軽いもの、壊れている家電、製造から10年以上経過している家電

○お手続きの方法について

お手続きの流れについては、以下の通りです。



※注意:引き取りの際、家の中から大型家具等を運び出すことが出来ませんので、予めご自分で玄関先まで運び出しておいていただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ先

- 【申込先】なんでもリサイクルビックバン公式LINE▶
- 【お手続きに困ったら】町民課生活環境担当Tel.2-4294
- ※お手続きの詳細な方法は、今月の広報折込記事をご覧ください。



### 大型ごみの収集について

申し込みはしたけど、買い取りされなかった…。壊れた大型家具を捨てたい…。という方はこちら

大型ごみを出す時は、大型ごみ用シール(1枚200円)を町内の指定店で購入し、1個(点)ごとに1枚のシールを見やすいところに貼って出してください。ごみは、収集日当日の朝8時までに出してください。

また、鉄金物類で45リットル袋に入る大きさのごみについては、大型ごみの収集日に資源物として無料で収集します。これらのごみを出す時は、袋には入れずにサンテナカゴなどに入れて出してください。  
※家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、大型ごみでは収集できません。

▶ 大型ごみ収集日程

収集日	地区
5月20日(月)	上土幌市街地区 (B地区・C地区)
5月21日(火)	上土幌市街地区 (A地区)
5月22日(水)	農村地区 (E地区・F地区)
5月23日(木)	萩ヶ岡～三股地区 (D地区)

## 2. 「令和6年度も電動生ごみ処理機・コンポスターの購入補助を実施します!」

家庭で生ごみの減量化に取り組む町民の方への支援として、令和6年度も引き続き電動生ごみ処理機・コンポスターの購入補助を実施します!

○補助対象者

- ①上土幌町内に居住していること。(事業所等は除く)
- ②生ごみの減量及び資源化に努めること。
- ③購入した製品を設置し、適正に維持管理できること。
- ④登録販売店から製品を購入すること。
- ⑤製品の設置後、使用状況の調査等に協力できること。

※令和5年度に本補助金を活用して電動生ごみ処理機、コンポスターを購入した方は、同一の対象製品を

本補助金を活用して購入することが出来ませんのでご注意ください。

○補助金の申請方法

※製品を購入する前に申請してください。  
「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、町へ提出してください。申請書は、町民課窓口もしくは町ホームページより入手することができます。

【申請書に添付する書類】

- ①見積書の写し  
※販売店が発行する見積書
- ②納税状況確認同意書

## 3. 指定ごみ袋等取扱者指定店の追加について

次のとおり、指定ごみ袋を販売するお店が新たに1店舗追加されました。

4月より販売を開始しています。

◆店名:かみしほろマルシェ

住所:上土幌町字上土幌東3線235番地19

営業時間:午前6時～翌日午前2時(年中無休 ※年末年始のみ休業予定)

## 4. 「上土幌小学校4年生のコンポスターの取組結果について」

ごみゼロ通信Vol.9にて、「上土幌小学校4年生が給食の食べ残しを活用したい肥作りを行います!」という記事を掲載しましたが、その後取り組みがどうなったのか、町のごみ担当職員が三好が取材をしてきました!

昨年10月27日にコンポスターの使い方について特別授業を行い、給食で食べ残したごはんやおかずを児童自らコンポスターに投入してきました。黒カビの発生など大きなトラブルもなく、2か月ほどでたい肥は完成し、今年1月に出来上がったたい肥を土に混ぜ込み、小松菜やほうれん草、ラディッシュの種をプランターにまきました。

栄養豊富なたい肥の効果もあってか、野菜は順調に生育していき、種をまいてから1か月半程度で野菜が完成。3月6日の給食の時間に出来上がった野菜の試食会を行い、児童からは「美味しい!」「野菜が甘い!」という声で賑わいました。



給食の食べ残しからたい肥を作るという、町内の学校で前例のない取り組みに、どのような結果になるのか興味深く見守っていました。そのような中、児童が数か月に渡って真剣にこの取り組みに向き合ったからこそ、たい肥作りや野菜の生育が上手くいったものと思います。

この取り組みは今後も4年生で継続していくとのことですが、児童には取り組みを通じてSDGsの視点を身に付けてもらうほか、食べ物の大切さや生産者への感謝の心も養ってもらい、食べ残し(=生ごみ)そのものが減っていけば良いなと思いました。



地場産業の振興

商店街の活性化

雇用の促進



## 新たな創業を支援します！ 上士幌町創業促進支援事業

地場産業の振興や商店街の活性化、雇用の促進のため、上士幌町において新たに事業活動を行う方や新規分野での事業を行う方、現に事業を行っている事業者等を支援します。

### ◆事業概要

事業名	内容	対象経費	補助金額
(1) 新規創業支援事業	新築、増改築(住宅部分除く)、賃貸物件を改修し、新規事業を行うもの	・新築(建設費)、増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万円以上) ・改修設計委託費 ・賃貸家賃 ※土地・建物の取得費は除く	1/2以内 限度額 300万円 【家賃】月額家賃 70%以内 限度額 5万円/月(最長1年間)
(2) 空き店舗・空き家活用事業	空き店舗または空き家(住宅部分除く)を取得または賃貸物件を改修し、新規事業を行うもの	・増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万円以上) ・改修設計委託費 ・賃貸家賃 ※土地・建物の取得費は除く	1/2以内 限度額 300万円 【家賃】月額家賃 70%以内 限度額 5万円/月(最長1年間)
(3) 店舗改修支援事業	老朽化した店舗等の改修 ※事業を承継する場合のみ ※商工会への加入が必要	・増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万円以上) ・改修設計委託費	1/2以内 限度額 200万円
(4) 起業スタートアップ支援事業	管理事務所を有し、新規事業を行う	・新築(建設費)、増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万円以上) ・改修設計委託費 ・ソフトウェア導入費(ハードウェアを除く) ・賃貸家賃 ※土地・建物の取得費は除く。	1/2以内 限度額 100万円 【家賃】月額家賃 70%以内 限度額 5万円/月(最長1年間)

### 対象事業の考え方

※1事業者あたり、各事業1回限りで、(1)~(3)の補助の下限は50万円となります

(1)~(2)

- 対象➡①店舗を構え、直接消費者へ商品やサービスを提供する事業  
②加工機械や処理施設を有する工場を構え、他者に有償で商品を提供する事業
- ×対象外➡①管理事務所や商品の保管のみを用途とする施設 ②無店舗販売業(通信販売等)  
③仮設(テント)販売

(3)○対象➡①店舗等を構え、直接消費者へ商品やサービスを提供する事業

- ②加工機械や処理施設を有する工場を構え、他者に有償で商品を提供する事業
- ×対象外➡①商品の保管のみを用途とする施設 ②無店舗販売業(通信販売等) ③仮設(テント)販売

(4)○対象➡①管理事務所を構え、健全で集客を促進する効果が期待できる業種であり、事業実施背景と照らし合わせて不適当と認められる業種でない事業

- ×対象外➡①商品の保管のみを用途とする施設

### ◆対象者

町長が認めた事業計画を行う中小企業者(個人事業者を含む)およびNPO法人等で、次に該当する者

- ① 上士幌町に居住(本社がある)、または事業開始までに居住(本社移転)する者  
※ただし町内に同種の事業がないものは、町内に居住(本社)がなくても対象とする
- ② 3年間以上の事業継続が見込まれる者(1年間183日以上営業を行う予定の者)
- ③ 直近2年間の町税等を滞納していない者、または転入者は転出した市町村の市町村税等を滞納していない者

### ◆提出書類

創業促進支援事業計画承認申請書、創業計画書、その他必要な関係書類。  
様式は、商工会窓口または町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)で入手できます。

### ◆その他

補助事業者は1年に1回以上、商工会に経営指導を受ける必要があります。  
審査会制度による補助決定を行うため、申請から承認まで約1カ月程度かかる場合もございます。  
申請を考えている方は計画的に申請を行ってください。

※お問い合わせは、上士幌町商工会(Tel.2-2339)まで

## 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(10万円/1世帯)のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯あたり10万円を給付します。

【給付額】給付の対象となる世帯1世帯あたり10万円

- ※1世帯1回限り
- ※他自治体で同事業給付金の支給を受けた世帯は対象となりません。

### 【対象となる世帯】

住民税が均等割のみ課税されている世帯  
基準日(令和5年12月1日)に上士幌町に住民票があり、令和5年度の住民税が均等割のみ課税されている世帯

※「租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる世帯」「世帯の全員が、住民税所得割が課せられている他の親族等の扶養を受けている世帯」は支給対象外です。

### 【申請方法】

~郵便申請による手続きをお願いします~  
対象世帯の世帯主宛に順次、確認書(申請書)を送付いたします。

受給には申請が必要ですので、書類が届きましたら、同封の案内に従い、すみやかに手続きしてください。

確認書に記載のある提出期限までに返信が無い場

本給付金は令和5年11月29日に公布された「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」第3条により差し押さえが禁止されています。

合、支給を辞退したものとみなします。

(確認事項)

- ・給付金の振込口座番号
  - ・ご自分の世帯が対象世帯でお間違いがないか
  - ・世帯の全員が、住民税所得割が課せられている他の親族等の扶養を受けていないか など
- ※支給対象となる可能性が高い世帯にのみ確認書を送付いたします。

《よくある質問と回答》

Q. 世帯の基準は何ですか？

A. 住民票の世帯です。令和5年12月1日を基準としています。

Q. 世帯の誰に受給の権利がありますか？

A. 世帯主に受給権があります。原則として、世帯主名義の口座に振込となります。

Q. 一度受け取った給付金を返還するケースはあるのでしょうか。

A. 次のような場合は、給付金を返還して頂きます。

- ・給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合。

- ・住民税均等割のみ課税を理由に給付金が支給された後、修正申告により令和5年度住民税所得割が課税されるようになった場合。

## -公有車両の売り払い- トヨタ ランドクルーザープラド



売却車両

◆車名	トヨタ ランドクルーザープラド
◆型式	KN-KDJ120W
◆原動機の型式	1KD
◆排気量	2.98リットル
◆燃料の種類	軽油
◆初年度登録月	平成15年2月
◆走行距離	159,871km (令和6年3月25日現在)
◆車検	なし(一時抹消登録)
◆自賠責保険	なし
◆付属品	スタッドレスタイヤ(アルミホイール付)

1 入札の方法 一般競争入札

※入札金額が最低価格を下回る場合は落札となりません。

2 入札参加資格

地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者および同条第2項の規定に基づく上士幌町の入札の参加制限を受けていない者。

3 最低価格 100,000円(消費税別)

4 入札スケジュール

(1) 入札参加申込期限 5月10日(金)17時30分まで

(2) 入札書提出期限 5月15日(水)17時30分まで

(3) 開札日 5月16日(木)10時から

5 入札等関係書類の交付

◆配布期間  
4月30日(火)~5月10日(金) 8時45分~17時30分  
※12時~13時、土・日曜日を除く

◆配布場所

- ・上士幌消防署
- ・町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)

※お申し込みやお問い合わせは、消防課(Tel.2-2519、内線522)まで

# 老朽施設の解体撤去に対して補助金を交付します

町民の安心安全と住環境の維持向上を目指し「自然の豊かさと美しさが実感できるまちづくり」を進めるため、老朽施設を解体撤去する方に対して補助金を交付するものです。

## 【補助対象者】

- ・町内に老朽施設を所有する個人、法人、団体等
- ・老朽施設を所有する者から解体撤去の委任を受けた者

## 【補助対象事業】

- ・町内に住所を有する建設業、解体工事業者が解体をするもの
  - ・事業対象経費の総額が300,000円以上の解体撤去工事であること
  - ・建築後おおむね30年以上経過していること など
- 「申請時に12箇月以上使用していない老朽施設である」という要件が無くなりました！

これにより、古い家が空き家になったらすぐに補助金を活用して解体することが出来ます。

例)1人暮らしだった高齢の家族が施設に入所するため、空き家になる家をすぐに解体したい…など

## 【補助対象経費】

- ・解体撤去費及び廃棄物処理費

## 【補助金の額】

- ・老朽施設の解体撤去に要した費用の2分の1以内とし、500,000円を限度とする

## 【補助金交付手続き】

- ・補助金の交付を受けようとする方は、事業着工前に補助金交付申請書に関係書類を添えて、役場町民課まで提出してください。

【問い合わせ先】 町民課生活環境担当(Tel.2-4294)



# 高齢者運転免許自主返納支援事業

## ◆高齢者運転免許自主返納支援事業とは

高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納し運転経歴証明書の交付を受けた方に対し、交付手数料と運転免許試験場への交通費の一部を補助するものです。

## ◆補助対象者

- ・町内に住所を有し、現に居住している者
- ・免許証返納時に満65歳以上の者
- ・令和6年4月1日以降に運転経歴証明書の交付を受けた者
- ・町税を滞納していない者
- ・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者

※ただし、運転経歴証明書の再交付を受けた者は対象外

## ◆補助金の内訳と額

- ・運転経歴証明書交付手数料の全額(1,100円)

- ・上士幌町から帯広運転免許試験場間の往復バス運賃相当額の4分の3(1,875円)

## ◆補助金の申請方法

申請書に所定の事項を記入のうえ、町へ提出。

### ■申請書に添付する書類

- ・公安委員会が交付する運転経歴証明書の写し
- ・納税状況確認同意書
- ・委任状(補助金交付対象者の申請代理人のみ)

## ◆問い合わせ先

町民課生活環境担当(Tel.2-4294)

※毎年実施している上士幌町での運転免許自主返納出張窓口は、今年度は11月に開催を予定しています。詳細が決まり次第、町広報誌に掲載します。

## ◆運転免許を自主返納された方は、バス運賃が半額になります！

十勝バスと拓殖バスでは、北海道警察本部等からの協力要請を受け、運転免許を自主返納された方を対象に、バス利用の「優遇制度」を実施しています。十勝管内の全路線でバス運賃支払時に、運転経歴証明書を乗務員に提示することで、バス運賃が半額になります。

【適応路線】十勝バス・拓殖バス全路線<<十勝管内>>

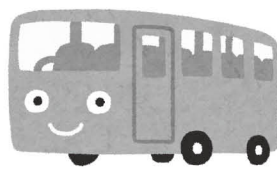
※都市間バス・空港連絡バス・定期観光バス・イベントバスは除きます。

【運賃】通常運賃の半額 ※お支払いは現金のみです

【適用条件】60歳以上で運転経歴証明書を所持している方

【問い合わせ先】◇十勝バス(帯広営業所)Tel.0155-37-6500

◇拓殖バス(音更本社) Tel.0155-31-8811



# 発達支援センター地域開放日のお知らせ

発達支援センター地域開放事業は、町内のお子さんがどなたでも発達支援センターを利用できる機会となっています。普段は使えないような器具を使ってからだを動かしたり、それぞれの発達段階で必要とされるソーシャルスキルトレーニングを体験する場として活用しませんか？ 子どもの日常生活で、あえては教えてもらえないような内容を扱っています。誰もが自分らしく楽しく過ごすにはどうすればいいか、一緒に考えていきます。

## 【日時】

○乳幼児と保護者

5月9日(木) 10:15~11:45【サロントタイム(遊具・玩具で自由に遊べます)】

21日(火) 10:15~11:45【のびータイム(発達促進的なプログラムを実施します)】

※保護者の同伴が必要です。

○新小学1~6年生

5月31日(金) 15:00~17:00(学校が終わり次第どうぞ)

## 【集合場所】

子ども発達支援センター(わっか1階)

※集合後、別の場所に移動して活動することがありますが、その際にはご連絡いたします。

## 【お申込み】

参加ご希望の方は、二次元バーコードまたはお電話でお申込みください。

## 【お問い合わせ】

発達支援センターTel.2-4773(担当:石川・板垣)まで。



# 上士幌町教育支援センター開設準備室「ふらっと」が5/10にNEW OPENします。

「教育支援センター」とは  
さまざまな理由で、小学校・中学校に通いにくくなって  
いる児童・生徒をサポートする場です。

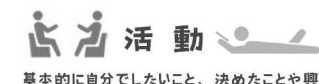


「ふらっと」とは

上士幌町教育支援センター開設準備室の愛称です。  
友達関係や集団生活に違和感があり、学校に行きにくい、行きづらい。毎日元気が出ない、なにかモヤモヤする。そんな思いを持つ児童・生徒と一緒に寄り添いながら、過ごす居場所です。  
学校や家庭とは違う居場所で学び方を支援します。



「おもい」とは  
みんながうのがあたりまえ。  
ひとりひとりに合わせた支援を行っています。  
安心して不安や悩みを吐き出したり、学習、体験、経験をとおして自信の回復・向上を目指します。学校復帰だけでなく、社会自立を見据えた支援を行っています。



「活動」とは  
基本的に自分でしたいこと、決めたことや興味関心のある活動を取り入れます。一緒に考えることも出来ます。  
例えば宿題、受験勉強、相談、身体を使った活動、工作、サークル活動に参加、何もしない時間等

場所 生涯学習センター わっか  
2F 学習資料室  
日時 第1期(5月から8月)  
毎週 月曜日・金曜日(祝日は除く)  
10:00~12:00  
いつきても、いつ帰ってもOK

## 利用方法

- step1 通所申請書を保護者から学校へ
- step2 学校から教育委員会へ
- step3 教育委員会から保護者へ決定を通知、面談、相談等とおして、利用開始。

本人はもちろん、保護者の方、学校の先生、見学や事前相談もOK!

## 保護者の方へ

悩んでいる、対応にこまっている、このままでいいのかな…  
お子さんと保護者の希望に沿いながら、一緒に考えていきます。

利用をご希望される方は学校の担任の先生か教育委員会にご相談ください。  
利用に向けた、事前見学、相談等も行います。

## Q & A

- Q1 学校は、どうなるの?  
A1 在籍を移すことなく利用できます。利用した日は、学校での「出席扱い」となります。
- Q2 お昼ご飯はどうするの?  
A2 給食はありませんのでお弁当を用意するか自宅で食べてください。

